

議案第72号

伊賀市手数料条例の一部改正について

伊賀市手数料条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和5年6月9日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市手数料条例（平成16年伊賀市条例第115号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「令和5年6月30日」を「令和6年3月31日」に改める。

別表第9の1の項中「300円」の次に「（課税証明書、所得証明書、納税証明書及び完納証明書の多機能端末機による交付並びにオンライン申請による交付にあつては、200円）」を加え、同表の5の項及び13の項中「300円」の次に「（多機能端末機による交付及びオンライン申請による交付にあつては、200円）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の改正規定は、令和5年7月1日から施行する。